

氷見市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間事業者等が氷見市地域総合整備資金貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）に基づく地域総合整備資金（以下「地域総合整備資金」という。）を借り入れる際に必要となる連帯保証に係る保証料の負担を軽減し、地域総合整備資金を活用した民間事業活動等の実施を促すことにより、公民連携による地域産業の創出と雇用の確保を図り、もって地域活性化に資するため、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、貸付要綱第16条の規定により地域総合整備資金を借り入れる民間事業者等（以下「借入事業者」という。）に対し、当該資金を借り入れる際に必要となる民間金融機関等への連帯保証料について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の連帯保証料に係る補助金の交付に当たっては、借入事業者は、当該資金の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）と同期間に渡る連帯保証契約を民間金融機関等と取り交わすものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の補助対象経費は、前条第2項の規定に基づき分割払いとなる連帯保証料の総額とし、貸付要綱第2条に規定する貸付けの対象となる費用に10パーセントを乗じて得た額、かつ、1億円を上限とする。ただし、市が貸付金の原資の調達のために発行する地方債の利子の総額が1億円を超えるときは、1億円

からその超える額を差し引いた額を上限とする。

- 2 民間金融機関等が連帯保証料を算出する際に融資残高に乗じる連帯保証料率に変動があった場合において、当該資金の借入れを行った初年度の連帯保証料率(以下この項において「初年度連帯保証料率」という。)を超えるときは、初年度連帯保証料率を乗じて得た額を前項の連帯保証料の総額とする。

(補助金の交付期間)

- 第4条 補助金の交付期間は、第2条第2項の規定に基づき借入事業者が民間金融機関等と取り交わした連帯保証契約期間とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象経費のうち、当該年度の支払い額に次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。

- (1) 事業の実施に伴う新規雇用者数が5人以上の場合 10分の10
- (2) 前号以外の場合 2分の1

(交付申請)

- 第6条 借入事業者が補助金の交付を受けようとするときは、氷見市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付申請書(様式第1号)に民間金融機関等が作成した連帯保証料の額がわかる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助内容に適合すると認めた場合は、交付を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があると

認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

- 3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた借入事業者は、当該年度の連帯保証料の支払いが完了したときは、氷見市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金実績報告書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該書類を審査し、適正と認めたとときは、補助金の額を確定し、報告を受けた借入事業者に通知するものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、同年4月1日以降の氷見市地域総合整備資金の貸付けに係る連帯保証料から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行し、同年4月1日以降の氷見市地域総合整備資金の貸付けに係る連帯保証料から適用する。